

鳳龍クラブでの飲食を伴う懇親会開催基準(ルール)について

◆鳳龍クラブでの飲食を伴う懇親会開催の可否判断基準(ルール)について

新型コロナ禍による感染拡大防止の観点から、以下の条件を全て満足する場合に限り、
鳳龍クラブでの飲食を伴う懇親会を開催できることとする。

1. 対象地域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に「緊急事態宣言」が発令されていないこと。
2. 対象地域に「まん延防止等重点措置」が適用されていないこと。
3. 対象地域での(*)感染状況がステージⅡ以下のレベルにて新規感染者数が減少傾向にあること。
4. 各対象地域から都県境をまたぐ移動に関わる制限が発出されていないこと。

(*)厚生労働省ホームページ:都道府県の医療提供体制等の状況(医療提供体制等の負荷、感染の状況) 参照